

貸付事業を見直しました

組合員が利用しやすい制度とするため、平成 26 年度から見直しましたのでお知らせします。

1 抵当権の設定について

住宅貸付又は災害貸付（不動産に係る貸付け）のうち貸付金額が 400 万円を超える場合は、抵当権を設定し抵当権の設定又は解除に要する費用を借受人の負担としていましたが、平成 26 年度以降に行う貸付けについては、抵当権の設定を求めないこととします。

また、現在償還中の貸付けで既に設定された抵当権については、償還中であっても借受人の申し出により抹消することができます。

2 一部負担金の負担について

自己破産や個人再生などによる未回収債権を、保険金にて補てんする貸付債権共同保全事業を運営するための保険料の一部を貸付利率に上乗せして、借受人から一部負担金（負担率 年 0.06%）として求めていましたが、平成 26 年度以降は一部負担金を求めないこととします。

貸付の種類	貸付利率
普通貸付、入学貸付、修学貸付、結婚貸付、葬祭貸付医療貸付、住宅貸付（抵当権設定無し）	2.72% → 2.66%
災害貸付	2.28% → 2.22%
在宅介護対応住宅貸付	2.46% → 2.40%

※ 住宅貸付（抵当権設定有り）の貸付利率（2.66%）は変更ありません。